

尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業  
業務委託募集要項

令和6年5月

尼崎市保健所健康増進課

(母子保健担当)

## 1 案件名称

尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業業務委託

## 2 事業内容に関する事項

### (1) 事業の目的と概要

産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援し、児童虐待の未然防止を図ることを目的に尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業を実施するものである。このため、産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、宿泊及び通所による産後ケアを提供できる事業者を募集する。

### (2) 業務内容

別紙「尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

### (3) 実施要件

#### ア 事業者

- ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める助産所、病院及び診療所であること。病院、診療所は、産科、産婦人科又は小児科を標榜していること。
- ② 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書「5 業務内容(2)サービス提供」に定める内容について実績があること。または、分娩を取り扱っていること。
- ③ 宿泊サービスを提供するためには、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）を有すること。また、通所サービスを提供するためには、居室が確保されていること。
- ④ 宿泊サービス又は通所サービスを提供する施設については、次の(ア)～(ケ)の施設・設備を備えること。
  - (ア)受入人数分の入所室及び居室が確保されていること
  - (イ)入所室及び居室の床面積が母子一組当たりあたり 6.3 m<sup>2</sup>以上あること
  - (ウ)授乳可能な場所があること
  - (エ)成人用ベッド、小児用ベッドが受入人数分確保されていること
  - (オ)乳児の体重測定ができる設備があること
  - (カ)入浴施設及び沐浴指導施設があること
  - (キ)避難経路が確保されていること
  - (ク)生後 4 か月以上の児を受け入れる場合ほふく室があることが望ましい
  - (ケ)サービスを安全・快適に提供できる冷蔵庫、空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えることが望ましい

#### イ 従事者

- ① 尼崎市業務委託契約約款に定める業務主任担当者を配置すること。
- ② 助産師、保健師又は看護師(宿泊型においては 24 時間 1 名以上常駐とし、通所型においては日中助産師を常駐させること。)が配置できること。
- ③ 仕様書「(業務内容) 第 4 条サービス内容 イ及びウ」に定める専門的ケアについては、助産師が対応すること。

- ④ 従事者は、労働安全衛生法に定められた年1回以上定期健康診断を実施し、健康管理に努めること。

ウ その他

- ① 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、加入すること。
- ② 事業者は、利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面で助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定し、本事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式 6）を取り交わすこと。
- ③ 「尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業実施要綱」、本事業にかかる契約書（仕様書含む）、関係法令等を順守すること。
- ④ 本市との適切な連絡体制を確保すること。

(4) 契約期間

契約締結日から当該年度の3月31日まで  
契約は単年度契約とする。

(5) 事業実施内容の変更

契約期間内に本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業実施内容変更確認書（様式 7）を速やかに提出すること。特に、受入可能月齢や利用人数等の事業実施の基本計画書（様式 5）の変更が必要な場合、変更書類を必ず提出すること。実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

(6) 委託料

委託料は表 2 に定める額とし、利用者の属する世帯区分に応じて本市へ委託料を請求できる。また、当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、1日当たりの委託料に、2人目以降児1人につき表 3 に定める額を加算する。利用者からは、表 1 の自己負担金を事業者が徴収する。

(表 1) 自己負担金

利用者の属する世帯区分	宿泊サービス (1泊あたり)	通所サービス (1日あたり)
被保護世帯及び市町村民税非課税世帯	2,000円	700円
上記以外	5,500円	2,700円

(表 2) 委託料

サービス種別	利用者の属する世帯区分	委託単価
宿泊サービス(1泊あたり)	被保護世帯及び市町村民税非課税世帯	38,000円
	上記以外	34,500円
通所サービス(1日あたり)	被保護世帯及び市町村民税非課税世帯	19,300円
	上記以外	17,300円

(表 3) 多胎児 2人目以降の委託料の加算額(1人あたり)

サービス種別	委託料の加算額
--------	---------

宿泊サービス(1泊あたり)	4,000円
通所サービス(1日あたり)	2,000円

### 3 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当しない者
- (2) 本市の競争入札における指名停止措置を受けていない者
- (3) 本市内外の市税その他の歳入金等を滞納していない者
- (4) 定款または規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではない者
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対をすることを目的とした団体ではない者
- (7) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しない者

### 4 事業者の応募（申請）方法

#### (1) 応募（申請）の流れ

- ア 申請書類の提出
- イ 事業実施予定施設の実地調査等
- ウ 審査結果通知・業務委託契約
- エ 事業開始

#### (2) 提出書類

提出書類については、直接持参か郵送すること。電話、FAX、電子メール等による応募書類の受付は行いません。

① 尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業委託事業者申請書	様式1
② 尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業委託事業者誓約書	様式2
③ 事業者概要	様式3
④ 業務実績	様式4
⑤ 事業実施の基本計画書	様式5 ※実施場所が同一施設内で月齢により所管が変わる場合は、所管ごとに提出
⑥ 尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書	様式6

## (3) 提出方法

申請書類の提出方法は、直接持参か郵送すること。直接持参の場合、事前に下記の応募書類提出先に事前連絡し、来所日時を調整の上持参すること。受付時間は受付期間中の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分。提出先は、「6担当課」と同じ。

※申請書類は、尼崎市ホームページからダウンロードすること。

※提出書類については、各1部提出すること。

## (4) 申請上の注意事項

ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類については、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、応募辞退届(様式8)を提出すること。

## 5 実地調査、審査及び結果通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査等により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は応募者に通知するとともに、本市ホームページにて事業者名、所在地等について公表する。

## 6 担当課

尼崎市保健所 健康増進課 母子保健担当

住 所：〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1-502号フェスタ立花南館5階

電 話：06-4869-3033

電子メール：[ama-kenkouzoushin-re@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kenkouzoushin-re@city.amagasaki.hyogo.jp)

## 7 適用

本募集要項は、令和6年7月1日以降の契約に適用する。